

愛媛県特定希少野生動植物 クマガイソウ保護管理事業計画

I 計画の基本方針

クマガイソウ *Cypripedium japonicum* Thunb. は、ラン科に属する多年草で、北海道、本州、四国、九州、朝鮮半島、中国大陸に分布している。植林や雑木林、竹林などの林内に生える。根茎は横に這い群生し、草丈は20～40cmになる。葉は3～4枚で、上部の2枚は扇状に広がり、径10～20cmで放射状に多くの縦しわがある。4～5月頃、茎の先に1個の花を横向きにつける。花は径約10cmで袋状になった唇弁が特徴である（愛媛県レッドデータブック，2014）。

本種は大規模な盗掘や光環境の悪化による個体数の減少が発生しており、県では愛媛県絶滅危惧Ⅱ類、環境省絶滅危惧Ⅱ類に区分し、さらに、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という）」により、特定希少野生動植物に指定している（以下、「条例指定種」という）。

この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその生育地の環境整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、自生地で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

II 現状と課題

1 自生地の生育環境の悪化

本種の自生地の多くがスギ人工林内であるため、林内の間伐作業などの管理が十分に行われず、樹冠が密閉すれば光環境の悪化により衰退する危険性がある。植林が伐採適期になると主伐（多くは皆伐）され、生育環境が破壊される懸念がある。

2 違法採取や植栽による遺伝子汚染の懸念

本種は、園芸的価値が高いことから、かつては大規模な盗掘が発生していたが、現在でも小規模な違法採取が発生しており、個体数の減少・絶滅が懸念される。

また、本種は地域固有の個体群があり、園芸品種や他地域の株の植栽による遺伝子汚染も懸念される。

3 シカ食害の懸念

本種が多産している高縄半島の山地では、近年、シカ密度が高まっており、群生地においてシカ食害と思われる個体数の激減が発生している。

III 保護管理事業

1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、自生地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

クマガイソウの自生地及び生育環境の確保

(2) 推進内容

- ・モニタリング調査の実施
- ・生育環境の維持
- ・自生地での系統維持の推進
- ・関係機関等と事業者等との情報共有
- ・県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生育する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の実施

本種の代表的な群生地を数ヶ所特定し、生育状況や生育環境等についてモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。

生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 生育環境の維持

本種は、比較的明るい樹林下で生育する植物である。本種の安定的かつ持続可能な世代交代のため、林内の光環境の悪化を未然に防ぎ、生育に適した環境を維持・改善する等、本種の生育環境を良好な状態に保つ必要がある。

自生地の多くである植林の場合は、適度に間伐されることで生育に必要な光環境を維持していると思われることから、必要な植林管理の継続が望まれる。植林の場合、伐採適期になると主伐（多くは皆伐）され、生育環境は一時的に悪化し本種も減少するが、その後、植林されて間伐などがされて一定期間が経過すると生育環境が整い再び本種が発生すると思われる。その期間、近隣に成長段階の異なる適度に間伐された植林があれば、そこが本種の代替え生育適地となることが期待できることから、本種の生育地域での植林の管理継続が必要であり、地権者や林業関係者に情報提供をする。

またシカ食害がさらに顕在化した場合には群生地に防鹿ネットの設置を検討する。

(3) 自生地での系統維持の推進

本種は、地域ごとに固有の形質を有しており、環境の変化のみならず、他の自生地株や選抜されたクローン植物株の移植の事例などもあり、これらにより当該地域の本種が絶滅する危険性がある。本種の地域個体群を維持・保存するため、生息域内での移植等の保全に取り組む。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

上記(1)～(3)の実施に際しては、自生地地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、本種の重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布によって広く県民へ啓発活動を行う。また、地元住民への本種保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

4 事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、クマガイソウの保護管理活動を推進する。

IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。